

岸和田市における長期優良住宅建築等計画認定等各種手数料(単位:円)

R7.4.1改定

◆長期優良住宅認定申請手数料一覧表

新規認定 (法第5条)		新 築		増改築／既存	
		事前審査 (確認書有)	性能評価制度活用 (性能評価書有)	事前審査 (確認書有)	その他 (なし)
一戸建て・併用住宅		13,000		17,400	108,700
共同住宅等	500㎡以下	21,300		29,600	192,700
	500㎡超～1,000㎡以下	35,300		49,900	307,300
	1,000㎡超～3,000㎡以下	55,200		77,000	606,300
	3,000㎡超～5,000㎡以下	97,500		136,400	1,085,000
	5,000㎡超～10,000㎡以下	163,400		228,000	1,865,500
	10,000㎡超～	279,700		387,200	3,453,000

変更認定 (法第8条)		新 築		増改築／既存		維持保全計画及び 資金計画の みの変更
		事前審査 (確認書有)	性能評価制度活用 (性能評価書有)	事前審査 (確認書有)	その他 (なし)	
一戸建て・併用住宅		1,900		2,700	18,900	2,300
共同住宅等	500㎡以下	3,700		5,600	35,100	
	500㎡超～1,000㎡以下	6,500		9,900	56,600	
	1,000㎡超～3,000㎡以下	9,500		14,300	110,900	
	3,000㎡超～5,000㎡以下	17,500		26,300	201,800	
	5,000㎡超～10,000㎡以下	29,800		44,800	350,800	
	10,000㎡超～	49,300		74,100	647,500	

※共同住宅等の変更認定申請について、変更内容が認定対象住戸全体に及ばない場合には、上記表の金額を認定対象住戸で除して得た金額(金額に100円未満の端数がある場合には、これを100円に切り上げた額)に変更する認定対象住戸の数に乗じて得た金額となります。(ただし、その金額がこの表に掲げる金額を超えた場合は、この表に掲げる金額)

その他 手続き	譲受人決定(法第9条)	1,500
	地位承継(法第10条)	1,500
	証明手数料(市条例第10条)	300
	容積率許可(法第18条)	160,000

◆みなし確認申請（法第6条第2項、法第8条第2項）を申し出る場合における手数料加算額
 ※法第5条第1項～第5項、法第8条第1項の申請に係る手数料に下記手数料を加算します。

手数料 確認申請	
床面積の合計	
100㎡以下	38,000
100㎡超～200㎡以下	50,000
200㎡超～300㎡以下	72,000
300㎡超～1,000㎡以下	97,000
1,000㎡超～2,000㎡以下	130,000
2,000㎡超～10,000㎡以下	307,000
10,000㎡超～50,000㎡以下	524,000
50,000㎡超～	814,000

みなし確認申請を申し出る建築物に構造計算適合性判定又は構造計算ルート2を含む場合の手数料加算額

手数料 構造計算適合性判定手数料※1(適合判定通知書がある場合を除く)	構造計算適合性審査加算額※2 (構造計算ルート2の審査となる場合)		
	大臣認定プログラム	左記以外	
床面積の合計			
200㎡以下	97,600	128,900	117,100
200㎡超～500㎡以下	110,200	154,000	140,000
500㎡超～1,000㎡以下	122,800	179,100	162,800
1,000㎡超～2,000㎡以下	135,300	204,300	185,700
2,000㎡超～10,000㎡以下	153,600	244,100	221,900
10,000㎡超～50,000㎡以下	193,600	324,200	294,700
50,000㎡超～	327,400	595,500	541,300

※1 構造計算適合性判定には、別途事務手数料(3,300円)が必要です。

※2 構造計算適合判定審査(ルート2審査)の手数料は当該審査を行う建築物の床面積の合計により算出(1つの申請で当該審査に係る建築物が2以上ある場合はそれぞれの建築物ごとに手数料を算定し、その手数料の合計を構造計算判定審査の手数料となります)。

みなし確認申請（法第6条第2項、法第8条第2項）を申し出る建築物に昇降機等がある場合の手数料加算額

確認申請	
昇降機(1基あたり)	24,000
小荷物昇降機(1基あたり)	13,000